

～ 第 4 期 ～

からつ自立支援プラン

(第 4 期 唐津市障害福祉計画)

平成 2 7 年 3 月

唐 津 市

目 次

第1章 計画の位置づけと期間	1
第2章 障害のある人をめぐる現状	
1. 新たな法制度の動き	4
2. 障害のある人の動向	
(1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移	5
(2) 障害のある人の等級別人数の推移	6
(3) 身体障害のある人の部位別構成	7
(4) 施設入所者の状況	8
3. アンケート調査結果にみる障害のある人の状況	9
第3章 計画の基本課題	17
第4章 障害福祉サービス整備の基本方針	
1. 障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方	19
2. 障害福祉サービスの整備目標	
(1) 施設入所者の地域生活への移行	20
(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行	22
(3) 地域生活支援拠点等の整備	23
第5章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策	
1. 基本的考え方	24
2. 各事業の実績と第4期の見込量	
(1) 訪問系サービス	24
(2) 日中活動系サービス	26
(3) 居住系サービス	29
(4) 相談支援	30
(5) 障害児支援	31
3. 見込量確保のための方策	32
第6章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	34

1. 各事業の実績と第4期の見込量	
（1）相談支援事業	34
（2）成年後見制度利用支援事業	35
（3）コミュニケーション支援事業	35
（4）日常生活用具給付等事業	36
（5）移動支援事業	38
（6）地域活動支援センター事業	39
（7）任意事業	40
2. 地域生活支援事業の見込量確保のための方策	47
第7章 計画の推進体制	50

第1章 計画の位置づけと期間

この「からつ自立支援プラン」は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画であり、「唐津市障害者基本計画」（平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 か年計画）の施策のうち、障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供基盤の整備について定めるものです。

計画策定にあたっては、平成 25 年度に障害者自立支援法を改正し施行された、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行及び市町村事業である地域生活支援事業の各事業及び障害福祉サービスの見込量並びにこれらの確保のための方策等を定めています。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

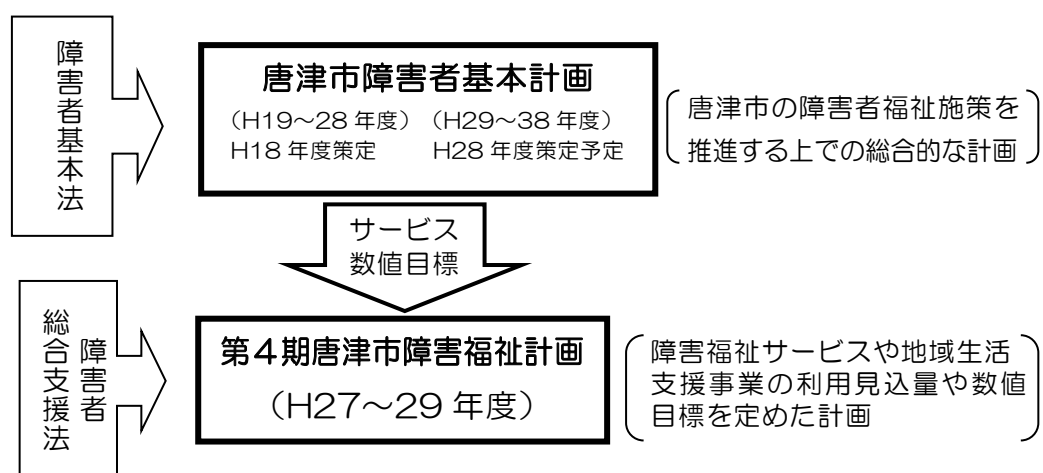
2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3から11まで 略

「障害者総合支援法」より

●障害者基本計画と障害福祉計画の関係



- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
 - 実施する事業の内容
 - 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
 - 各事業の見込量の確保のための方策
 - その他実施に必要な事項

「計画策定に関する国の基本指針」より

前回策定した「からつ自立支援プラン」は、平成24年度から平成26年度までの見込量等を定めた第3期計画であり、今回の「からつ自立支援プラン」は、平成27年度から平成29年度までの見込量等を定める第4期計画です。

図表 1 第4期からつ自立支援プランの期間

18 年度 (2006)	19 年度 (2007)	20 年度 (2008)	21 年度 (2009)	22 年度 (2010)	23 年度 (2011)	24 年度 (2012)	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)
10 月	第 1 期計画		第 2 期計画			第 3 期計画		
		見直し			見直し			見直し

27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)
第 4 期計画		
		見直し

第2章 障害のある人をめぐる現状

1. 新たな法制度等の動き

平成24年6月27日に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布された。

法 律 の 概 要

1. 題名

- ・ 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

- ・ 法に基づく日常生活及び社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

- ・ 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害者支援区分の創設

- ・ 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

5. 障害者に対する支援

- ・ 重度訪問介護の対象拡大
- ・ 共同生活介護（ケアホーム）共同生活援助（グループホーム）への一元化

6. サービス基盤の計画的整備

- ・ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ・ 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

※ 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. については平成26年4月1日）

2. 障害のある人の動向

(1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移

身体障害のある人の推移（図表2）をみますと、年齢層別では65歳以上の割合が目立ちます。年齢層では平成26年3月31日においては65歳以上が手帳所持者の70.6%を占めており、平成21年3月31日の70.1%と比較しますと高齢化の傾向にあることがわかります。

また、手帳所持者の対総人口比でみると、平成26年3月31日では5.38%となっています。

図表 2 身体障害のある人の推移

単位: 人

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳所持者計(a)	6,874	6,994	6,942	6,868	6,585	6,859
(17歳以下)	105	106	106	106	109	107
(18歳～64歳)	1,949	1,970	1,988	1,971	1,891	1,909
(65歳以上)	4,820	4,918	4,848	4,791	4,585	4,843
総人口(b)	131,737	131,061	130,276	129,544	128,689	127,462
対総人口比(a/b)	5.22%	5.34%	5.33%	5.30%	5.12%	5.38%

※各年3月31日現在。総人口は住民基本台帳人口

知的障害のある人の推移（図表3。療育手帳所持者数）をみますと、すべての年齢層で年々増加傾向にあります。また、対人口比についても増加傾向にあります。

図表 3 知的障害のある人の推移

単位: 人

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳所持者計(a)	1,011	1,048	1,067	1,095	1,142	1,205
(17歳以下)	156	171	185	192	195	217
(18歳～64歳)	736	740	748	758	795	828
(65歳以上)	119	137	134	145	152	160
総人口(b)	131,737	131,061	130,276	129,544	128,689	127,462
対総人口比(a/b)	0.77%	0.80%	0.82%	0.85%	0.89%	0.95%

※各年3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移（図表４）をみますと、ここ数年は増加傾向にあります。平成２１年３月３１日と平成２６年３月３１日で比較しますと、手帳所持者数で１.２８倍、自立支援医療受給者数で１.３１倍と、どちらも増加傾向にあります。

図表 ４ 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳所持者数	444	462	462	524	545	571
自立支援医療受給者	1,122	1,171	1,275	1,349	1,423	1,480

※各年3月31日現在。

（２）障害のある人の等級別人数の推移

身体障害のある人を等級別（図表５）にみますと、平成２６年３月３１日現在で、「１級」の人が１,８５０人、「２級」の人が１,０６３人であり、１・２級の重度障害の人は身体障害者手帳所持者中で４２.４％と、ほぼ横ばいで推移しています。

また、知的障害のある人では、療育手帳重度「Ａ」の所持者数は直近の６年間は４０％前後で推移しております。

図表 ５ 身体障害者数及び知的障害者数の等級別の推移

単位：人

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者（児）	１級	1,906	1,949	1,920	1,902	1,784	1,850
	２級	1,196	1,191	1,161	1,137	1,069	1,063
	３級	993	1,014	1,006	984	948	999
	４級	1,399	1,467	1,490	1,502	1,475	1,567
	５級	808	791	777	759	733	774
	６級	572	582	588	584	576	606
計		6,874	6,994	6,942	6,868	6,585	6,859
知的障害者（児）	Ａ	415	427	427	433	447	460
	Ｂ	596	621	640	662	695	745
計		1,011	1,048	1,067	1,095	1,142	1,205

※各年3月31日現在

(3) 身体障害のある人の部位別構成

身体障害のある人の障害部位をみますと、「肢体不自由」が最も多く、平成26年3月31日現在では総数 6,859人のうちの約6割に相当する 3,979 人となっております。次いで「内部障害」が 1,627人で23.7%、「聴覚（平衡機能）障害」が 637人で9.2%、「視覚障害」が551人で8.0%、「音声言語障害」が65人で1.0%となっています。

図表 6 身体障害のある人の部位別構成の推移

単位:人

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者(児)	視覚障害	633	609	582	558	521	551
	聴覚(平衡機能)障害	584	602	613	623	609	637
	音声言語障害	69	68	68	66	65	65
	肢体不自由	3,980	4,059	4,014	3,964	3,809	3,979
	内部障害	1,608	1,656	1,665	1,657	1,581	1,627
	特殊疾病・その他	0	0	0	0	0	0
計		6,874	6,994	6,942	6,868	6,585	6,859

※各年3月31日現在

(4) 施設入所者の状況

施設入所者の推移をみますと、平成21年3月31日現在で、合計228人ですが、平成21年度・22年度にグループホーム・ケアホームが新設されたことにより地域生活への移行が進んではいますが、新規入所者も多く生じているため平成26年3月31日現在では15人増の243人となっています。

図表 7 障害者施設の入所者数の推移

単位:人

施設区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者療護施設	44	41	6			
身体障害者更生施設	1	1	0			
身体障害者入所授産施設	13	12	6			
知的障害者更生施設	105	113	124			
知的障害者入所授産施設	11	10	6			
施設入所支援	54	54	91	232	239	243
計	228	231	233	232	239	243

※各年3月31日現在

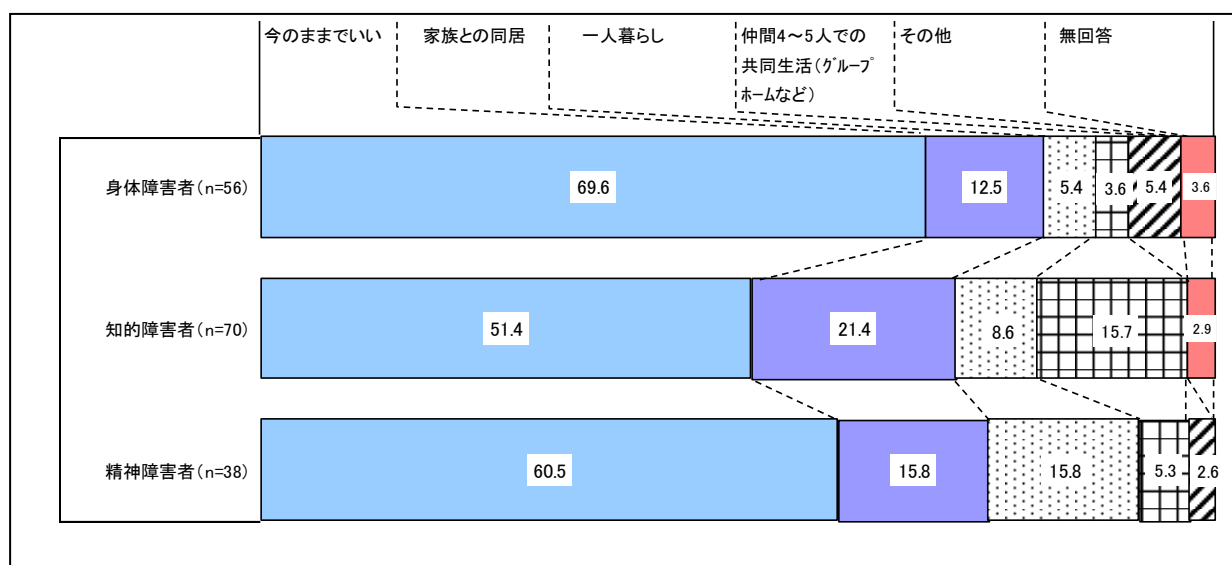
3. アンケート調査結果にみる障害のある人の状況

第4期計画では、平成27年1月に本市が実施した『障害福祉計画策定のためのアンケート調査』の結果報告を参考にします。この報告のうち、主に地域生活への移行希望、福祉サービスのニーズ、地域生活移行に伴う必要と思う条件、暮らしやすくするために充実してほしいことや就労に関する回答をこの計画の見込量算定の参考にします。

(1) これからあなたが望む暮らし方はどれですか？（1つに○印）

在宅では「今のままでいい（家族との同居）」のポイントが高い。
施設では、地域移行を望むポイントが、精神障害者が9割以上と非常に高く、身体障害者が約3割、知的障害者が約1割

在宅：これから望む暮らし方

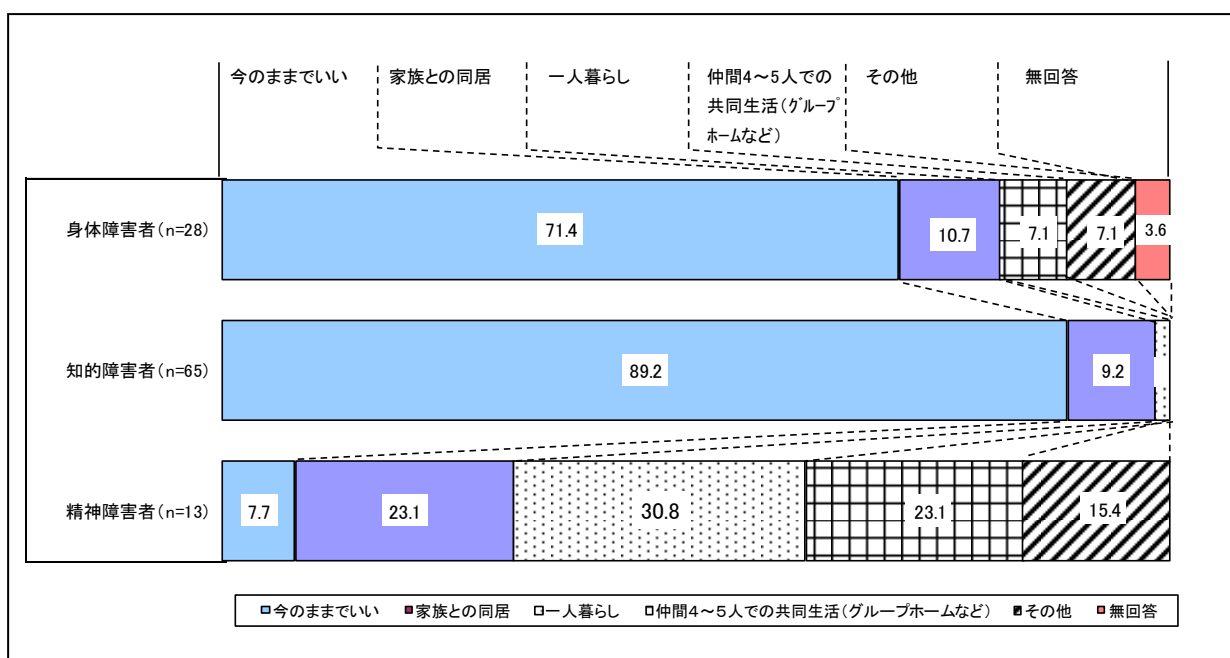


身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれにおいても、「今のままでいい」（各69.6%、51.4%、60.5%）が最も高く、「家族との同居」が（各12.5%、21.4%、15.8%）で続いています。

身体障害者では「今のままでいい」が69.6%と、他の障害者に比べ高くなっています。

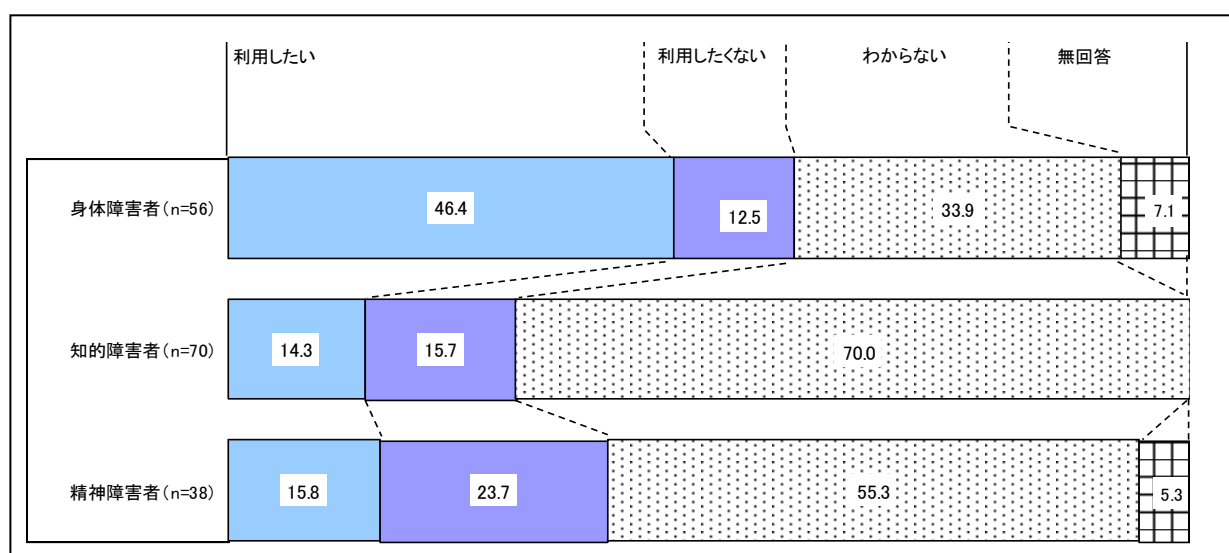
精神障害者では、一人暮らしが15.8%と他の障害者に対してポイントが高くなっています。

施設：これから望む暮らし方



身体障害者、知的障害者においては、「今のままでいい」（各71.4%、89.2%）が最も高いものの、精神障害者においては、「家族との同居」、「一人暮らし」、「仲間4～5人での共同生活（グループホームなど）」など地域生活移行を望んでいるポイントが約9割以上と非常に高くなっています。

（２） 在宅：今後のホームヘルプサービスの利用意向



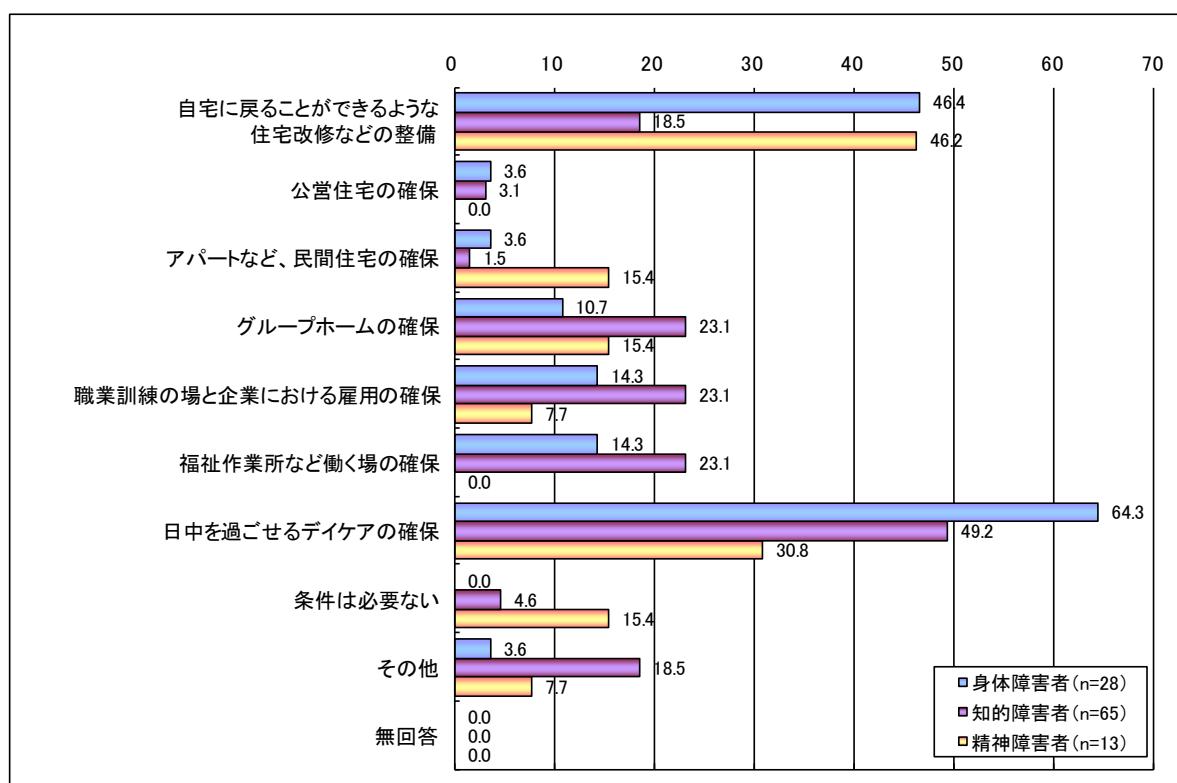
身体障害者においては「利用したい」が46.4%と最も高く、知的障害者、精神障害者においては「わからない」が最も高くなっています。

(3) 施設（病院）から退所（退院）し、在宅で生活するためには、どのような条件が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○印）

身体障害者、精神障害者では、「自宅に戻ることができるような住宅改修などの整備」が約5割と高い

身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれにおいても「日中を過ごせるデイケアの確保」が高い

施設：施設から在宅への移行条件



身体障害者では、「日中を過ごせるデイケアの確保」が49.2%と高く、「自宅に戻ることができるような住宅改修などの整備」が46.4%、「福祉作業所など働く場の確保」が14.3%で続いています。

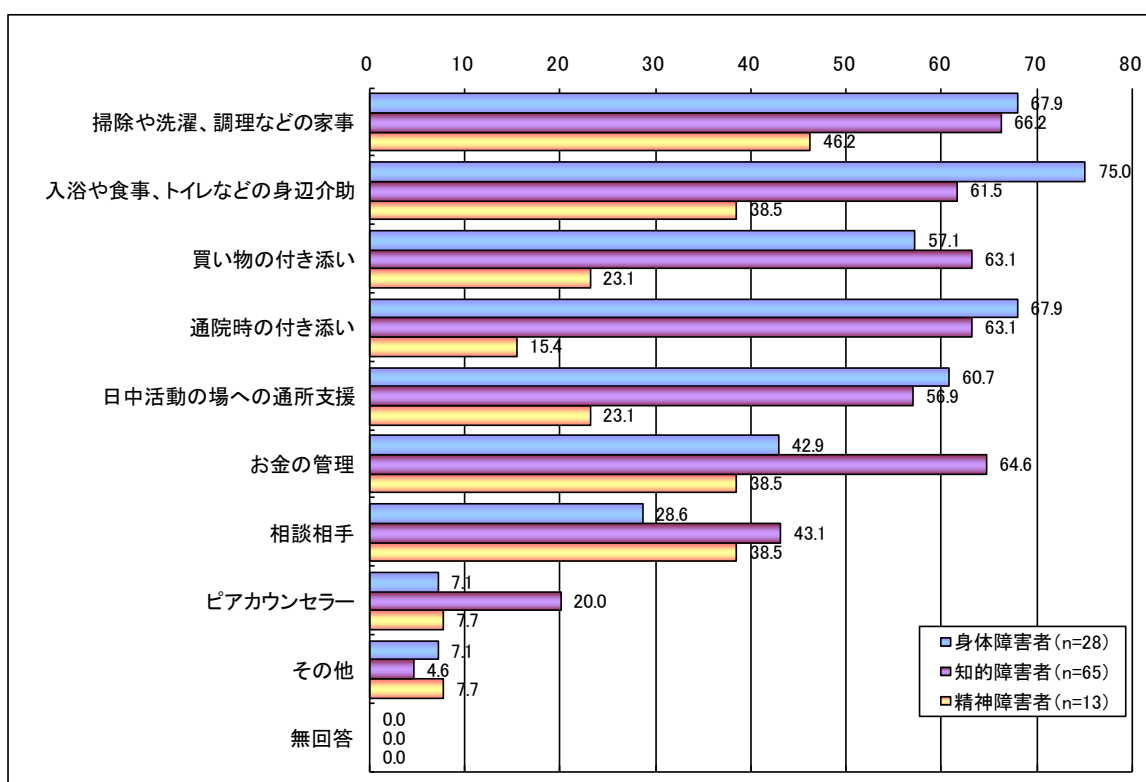
知的障害者では、「日中を過ごせるデイケアの確保」が49.2%と高く、「グループホームの確保」、「福祉作業所など働く場の確保」が23.1%で続いています。

精神障害者では、「自宅に戻ることができるような住宅改修などの整備」が46.2%と高く、「日中を過ごせるデイケアの確保」が30.8%で続いています。

(4) 施設（病院）から退所（退院）し、在宅で生活するためには、どのような内容のサービスが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○印）

身体障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」、「入浴や食事、トイレなどの身辺介助」、「通院時の付き添い」などの4項目が6割以上
知的障害者、精神障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」、「お金の管理」が高い割合

施設：施設から在宅への移行に必要なサービス条件（全体）



身体障害者では、「入浴や食事、トイレなどの身辺介助」が75.0%と最も高く、「掃除や洗濯、調理などの家事」、「買い物の付き添い」が67.9%が続いています。

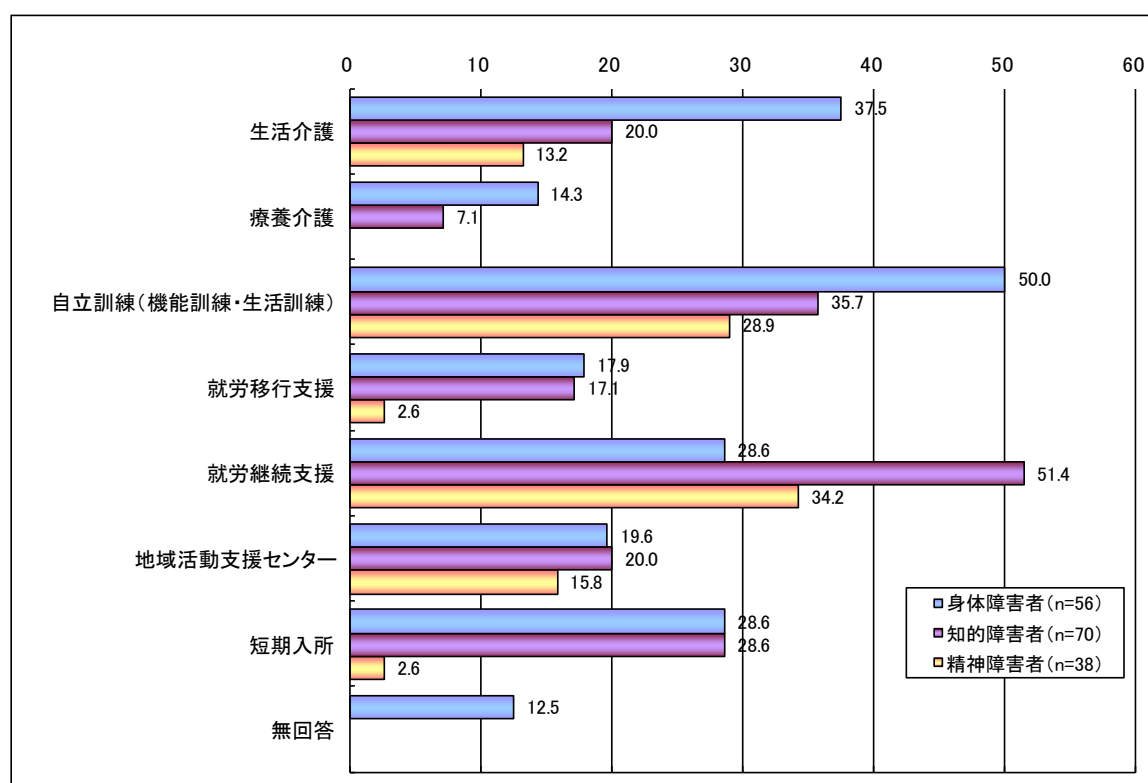
知的障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」が66.2%と最も高く、「お金の管理」が64.6%、「買い物の付き添い」が63.1%が続いています。

精神障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」が46.2%と最も高く、「お金の管理」、「相談相手」などが38.5%が続いています。

- (5) 「障害者総合支援法」に基づき、「障害支援区分」の認定を受けていただくことによって、身体・知的・精神といった障害の種類や年齢にかかわらず、さまざまなサービスが受けられます。今後、利用したいと思うサービスについて、お答え下さい。（各サービスについてあてはまるものに○印）

身体障害者では介護系サービスの割合が高く、知的障害者、精神障害者では自立訓練や就労移行支援等の訓練系サービスの割合が高い

在宅：今後利用したいと思うサービス

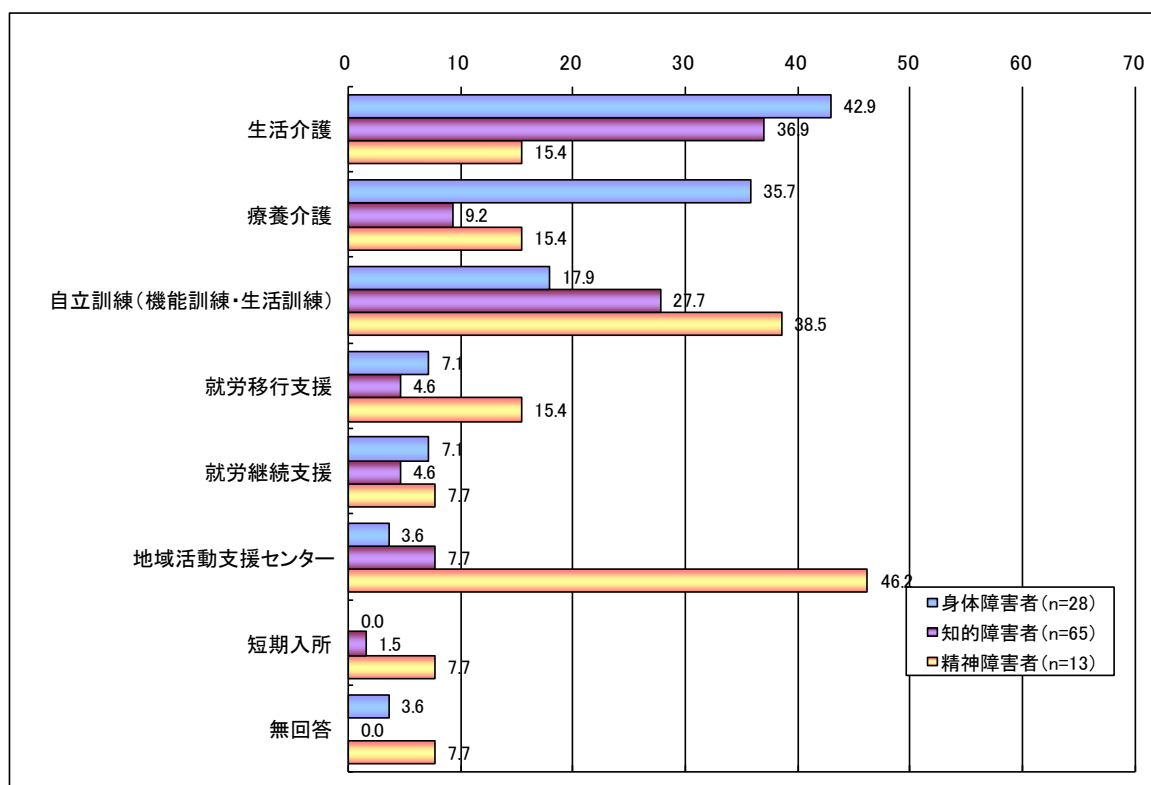


身体障害者では、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が50.0%と高く、「生活介護」が37.5%で続いています。

知的障害者では、「就労継続支援」が51.4%と最も高く、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が35.7%と高くなっています。

精神障害者では、「就労継続支援」が34.2%と最も高く、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が28.9%で続いています。

施設：今後利用したいと思うサービス



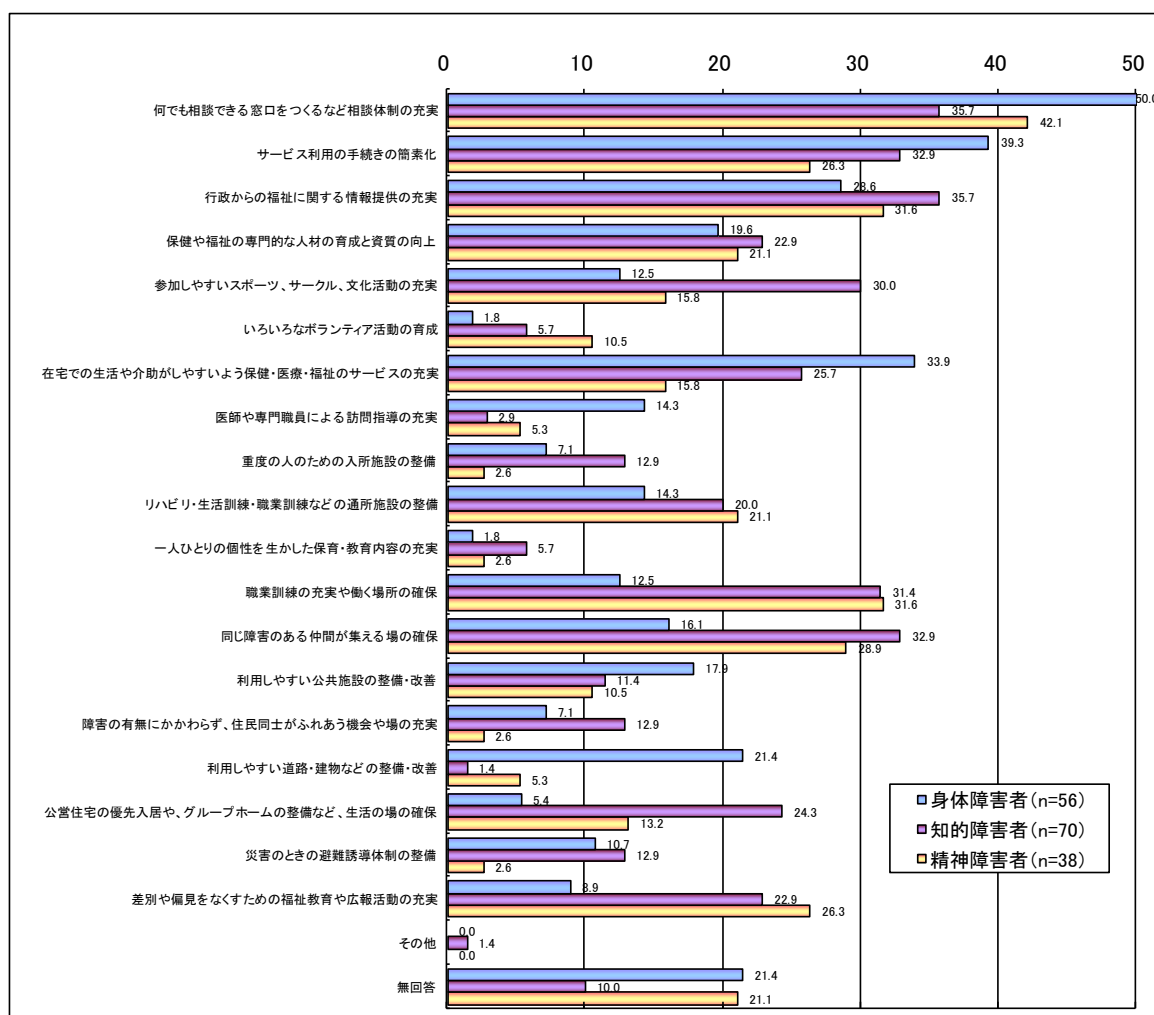
身体障害者、知的障害者においては、「生活介護」（４２.９％、３６.９％）が最も高く、身体障害者では、「療養介護」が３５.７％、知的障害者では、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が２７.７％で続いています。

一方、精神障害者では、「地域活動支援センター」が４６.２％で最も高く、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が（３８.５％）で続いています。

(6) 障害のある人にとって暮らしよいまちづくりのためにはどのようなことが必要だと考えますか。(おもなものの5つまでに○印)

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」の2項目が他の項目に比べ高くなっている。

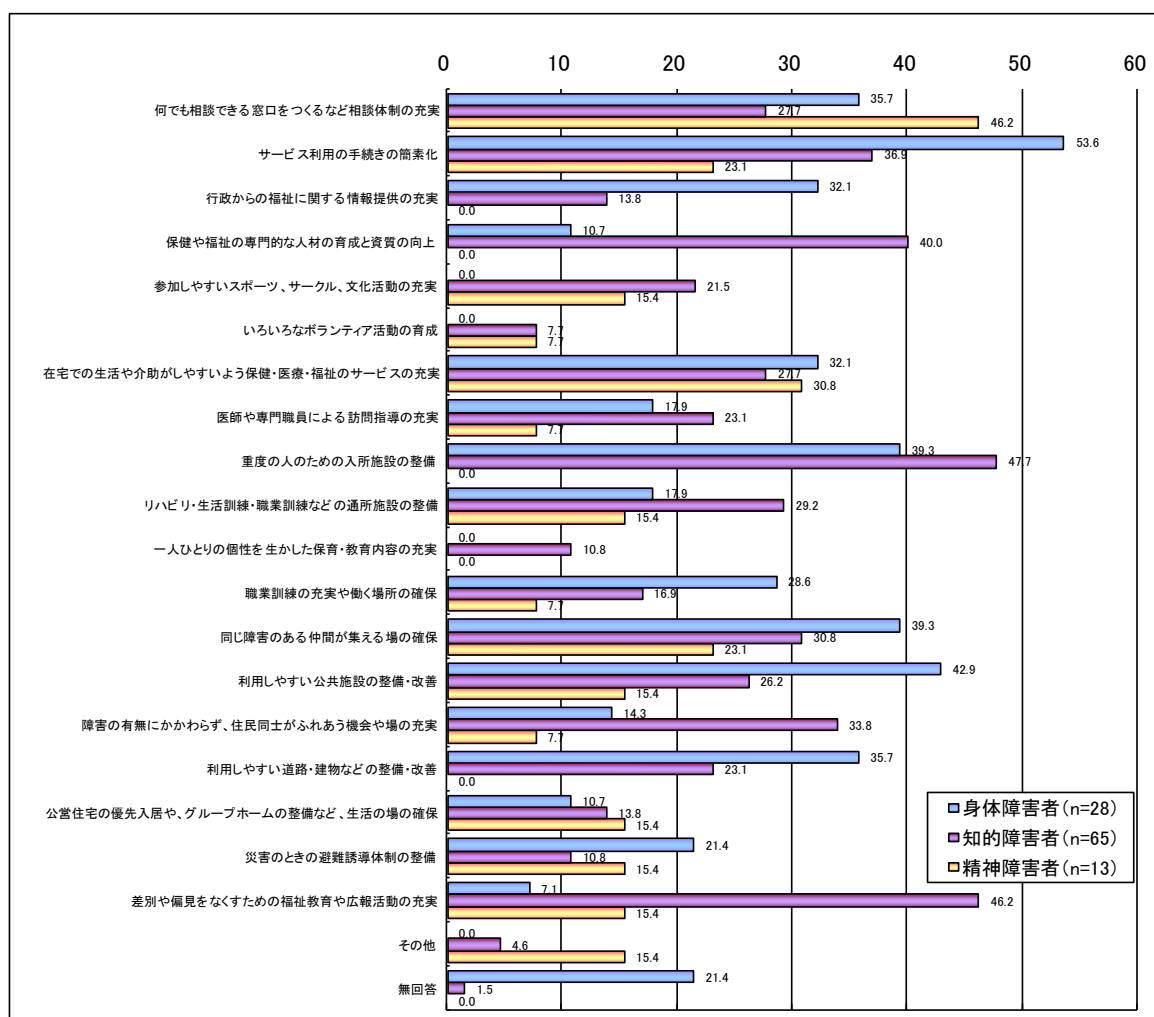
在宅：暮らしよいまちづくりに必要なこと



身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれにおいても、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」（各50.0%、35.7%、42.1%）が高くなっています。

また、知的障害者、精神障害者では、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が（各35.7%、31.6%）、「職業訓練の充実や働く場所の確保」が（各31.4%、31.6%）と割合が高くなっています。

施設：暮らしよいまちづくりに必要なこと



身体障害者では、「サービス利用の手続きの簡素化」が53.6%と最も高く、「利用しやすい公共施設の整備・改善」が42.9%で続いています。

知的障害者では、「重度の人のための入所施設の整備」が47.7%と最も高く、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が46.2%で続いています。

精神障害者では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が46.2%と高く、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が30.8%で続いています。

第3章 計画の基本課題

この計画の策定に当たり実施しましたアンケート調査結果から、この計画の基本課題を次のとおり設定します。

① 相談支援体制の充実

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスが的確に提供できるように支援する必要があります。

現在、本市に「唐津市障害者相談支援センター」を設置しており、専門の相談員が様々な相談に応じ、また、身近な場所で気軽に相談できるよう市内各所に障害のある人のための相談員を配置しておりますが、今後、さらに地域生活への移行を推進するため、福祉だけでなく保健、医療、教育、雇用など多岐に渡る相談に対応できるよう総合的な支援体制づくりに努める必要があります。

そのためには、北部地域自立支援協議会と障害者相談支援センターが連携しながら、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る必要があります。

② 障害のある人が暮らしやすい地域づくり

障害があっても、住み慣れた地域の中で働き、安心して暮らし続けられるよう、自宅の住宅改修、日中活動の場の確保、民間住宅やグループホームなどの確保など地域の受け皿を充実させる必要があります。

施設入所や入院されている障害のある人で家族との同居、一人暮らし、グループホームなどの共同生活により地域生活を希望している人の割合は、身体障害のある人は約3割、知的障害のある人は約1割、精神障害のある人は約9割となっており、地域生活への移行を促進するため、退院や地域での定着の支援体制を充実していく必要があります。

また、在宅の障害のある人についても、年金や手当など扶助制度の充実や医療費の助成など経済的な支援のほか、障害福祉などに関する行政からの情報提供や相談窓口を充実させる必要があります。

③ 障害のある人の自立（就労）支援

就労は、地域で安定した生活を送るための経済的な基盤の一つでもあり、障害のある人本人の能力や適性に応じた仕事を提供し、それを継続できるよう支援することは重要な課題といえます。

アンケート調査においても、障害のある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、「職業訓練の充実や働く場所の確保」が必要であると多くの方が回答されており、就労への意欲が見られます。

そのため、障害福祉サービスの就労移行支援、就労継続支援、地域生活支援事業の地域活動支援センター事業を通じた福祉就労から一般就労への移行のほか、現在市で実施している障害者就労支援事業、さらには障害のある子どもの学校卒業後の一般就労に向けた体験就業や体験就業先の確保などによる支援を行っていく必要があります。

これらを実現するためには、北部地域自立支援協議会の就労支援部会による関係機関の連携のほか、一般企業に対する障害者理解の推進、雇用に関する働きかけをさらに行っていく必要があります。

また一般就労が困難な障害者には就労継続支援事業所での工賃の水準の向上を図る総合的な支援が求められています。

第4章 障害福祉サービス整備の基本方針

1. 障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方

障害福祉サービスの整備については、国の「基本方針」の中に次のような考え方が示されています。なお、数値目標及びサービス見込量の基本的な考え方は、第3期計画から変更されていません。

本市においてもこの国の基本的な考え方に立って、平成29年度における目標を設定するものとします。

図表 8 障害福祉サービスの整備に関する全体目標

- | |
|--|
| 1 施設入所者の地域生活への移行 |
| ＊平成29年度末までに、「平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活に移行」 |
| ＊平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減 |
| 2 福祉施設から一般就労への移行 |
| ＊平成29年度末までに福祉施設から一般就労に移行する者を平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上にする。 |
| ＊平成29年度末までに就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数の6割以上増加とする。 |
| 3 地域生活支援拠点等の整備 |
| ＊平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等の整備を図る。 |

2. 障害福祉サービスの整備目標

国の「基本指針」に基づき、平成29年度に向けた障害福祉サービスの整備目標を次のように定めます。

また、平成25年度までの実績の分析及び評価について各図表の下に記載します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

図表 9 平成29年度末における施設入所者数の目標

項 目	目 標	備 考
入所者数	243人	平成25年3月31日現在の法定施設 ^(※) 入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	30人	第4期計画目標（H27～29年度年度）
	12.3%	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の合計数
【目標値】 削減見込	10人	第4期計画目標（H27～29年度年度）
	4.1%	施設入所者の削減数（地域移行者30人＋退所者16人－新規入所者36人）

※法定施設：障害者支援施設

◎実績の分析・評価

	新規入 所者数	累計 (A)	地域生活 移行者数 (移行率)	累計 (B)	退所者 数	累計 (C)	差引減少数 B+C-A (減少率)	現在入 所者数
18～22 年度末 までの総実績	61人	61人	53人	53人 (20.9%)	28人	28人	20人 (7.9%)	233人
23 年度末	7人	68人	3人	56人 (22.1%)	5人	33人	21人 (8.3%)	232人
24 年度末	18人	86人	7人	63人 (24.9%)	4人	37人	14人 (5.5%)	239人
25 年度末	10人	96人	2人	65人 (25.7%)	4人	41人	10人 (4.0%)	243人

※減少率の基準となる人数は、平成17年10月1日現在の入所者数の253人です。

第3期計画の目標では、平成26年度末における地域生活移行者数を30人（累計84人、施設入所者の33.2%）、入所者の削減見込を7人（累計28人、11.1%）としていました。

平成25年度末における地域移行者数は65人（25.7%）、削減数は10人（4.0%）となっており、平成26年度末においても、地域移行者数の大幅な増加、入所者数の大幅な減少は見込まれないため、目標に達しない見込です。

地域生活移行者数は、年度によって増減がありますが退所者数は同水準で移行しています。また、最近では新規入所者数が増えてきているため、入所者数は増加傾向にあります。

第4期の見込量については、本市においても施設入所者の地域移行を推進する観点から、国の基本指針に定められた目標値とし、平成29年度末までの地域生活移行者を30人（平成25年度末時点の施設入所者数の12.3%）、入所者の削減見込を10人（平成25年度末時点の施設入所者数の4.1%）とします。

(2) ①福祉施設利用者の一般就労への移行

図表 10 平成 29 年度における福祉施設利用者の一般就労移行の数値目標

項 目	数値目標	備 考
年間一般就労移行者数 (平成24年度)	4 人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
年間一般就労移行者数 (平成29年度)	8 人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の見込み数

◎実績の分析・評価

【就労者数の内訳】

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		計
18~22年度末までの実績	5 人	(省略)	29 人	(省略)	2 人	—	36 人
23年度	1 人	福岡視力障害センター	2 人	カーマン	1 人	カーマン	8 人
			4 人	太陽社			
24年度	0 人	—	2 人	九千部学園	1 人	国見の里	4 人
			1 人	たんぼぼ			
25年度	1 人	ガハハハウス	2 人	九千部学園	1 人	カーマン	7 人
	1 人	つくっちゃおう	1 人	太陽社			
			1 人	地上のほし			

一般就労移行者は、上記のとおりであり、順調に一般就労への移行が進んでいます。

ただ、一般就労へ移行しても途中で挫折し福祉就労施設に戻るケースもあるとのことでした。

平成29年度の目標については、国の基本指針に定められた目標値とし、年間一般就労移行者数を8人（平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上）とします。

②平成 29 年度末における福祉施設の利用者の就労移行支援事業の利用者数

図表 11 平成 29 年度末における福祉施設利用者の就労移行支援事業の利用者数

項 目	平成25年度（実績）		平成29年度（見込み）	
	福祉施設	就労移行支援	福祉施設	就労移行支援
	人	人	人	人
利用者数	5 8 7 人	2 9 人	7 7 3 人	4 7 人

（３）地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等の整備を目指します。

○居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）、地域において複数の施設で機能を分担する「面的整備型」等が考えられます。

第5章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策

1. 基本的考え方

障害者総合支援法に基づくサービスは、大きく「自立支援給付」と市町村事業であります「地域生活支援事業」に区分されます。

この章では、自立支援給付（補装具及び自立支援医療を除く。）に含まれる各サービスについて、国の「基本指針」に沿って①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービスに分け、及びサービス利用計画作成事業（相談支援）の第4期の見込量を算出していきます。

なお、算出に当たっては、過去の実績の推移及び施設の新体系への移行状況等を踏まえ設定します。

2. 各事業の実績と第4期の見込量

第3期からつ自立支援プランでの見込量と実績を比較しやすいように、各図表の上段に24年度～26年度の見込量を、下段に24・25年度の実績※¹を記載しています。

なお、この計画で定める27年度～29年度の見込量を上段に記載（太字）し、さらに各サービスについて第4期計画の国指針に従い、利用者数も掲げています。

また、25年度までの実績の分析と評価、27年度から29年度までの見込量算出の考え方について、各図表の下に記載します。

※1「実績」は毎年度3月の月間の実績による

（1）訪問系サービス

図表 12 訪問系サービスの見込と実績（1月当たり）

区 分			第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護等	見込	人	107	113	119	160	168	176
		時間/月	2,743	2,846	2,948	2,852	2,873	2,895
	実績	人	137.1	148.8				
		時間/月	2,775	2,796				

※訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護及び行動援護があります。

◎実績の分析・評価

平成24・25年度において、見込量より実績が多いのは、平成23年10月に新たに同行援護が創設されたこと、また、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活移行による利用増が挙げられます。

また、26年度の利用についても25年度と同量程度と見込まれます。

◎第4期の見込量について

平成27年度については、平成24年度から平成26年度までの実績の伸び率をもとに利用者の増、また、施設入所者の地域生活移行に伴うサービス利用を合わせて見込ました。また、28年度以降についても各年度の地域生活移行者の利用増を見込んでいます。

(2) 日中活動系サービス

図表 13 日中活動系サービスの見込と実績 (1 月当たり)

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	見込	人	336	338	340	374	382	390
		人日	6,325	6,363	6,400	7,268	7,375	7,484
	実績	人	352	363				
		人日	6,958	6,980				
自立訓練 (機能訓練)	見込	人	1	1	1	4	4	4
		人日	17	17	17	40	40	40
	実績	人	1	3				
		人日	1	20				
自立訓練 (生活訓練)	見込	人	4	4	4	5	5	5
		人日	85	85	85	75	75	75
	実績	人	3	3				
		人日	48	54				
就労移行 支援	見込	人	24	24	24	35	41	47
		人日	520	520	520	689	814	940
	実績	人	21	29				
		人日	403	533				
就労継続 支援 (A 型)	見込	人	8	9	10	23	25	27
		人日	176	198	220	466	512	562
	実績	人	12	19				
		人日	238	372				
就労継続 支援 (B 型)	見込	人	117	120	123	226	260	300
		人日	1,975	2,026	2,076	3,852	4,442	5,122
	実績	人	129	170				
		人日	2,238	2,929				
療養介護	見込	人	34	35	36	41	42	43
	実績	人	38	39				
短期入所	見込	人	33	37	37	48	52	56
		人日	340	381	381	369	406	446
	実績	人	39	44				
		人日	280	314				

◎実績の分析・評価及び第4期の見込量について

【生活介護】

平成24・25年度において、見込量より実績が多いのは、福祉施設の新体系への完全移行により、地域生活移行者によるサービス利用が増加したためです。

第4期の見込量については、平成24年度から平成26年度までの実績の伸び率をもとに、利用者の増加を見込んでいます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

自立訓練（機能訓練）の利用については、平成24年度 1 人、平成25年度 3 人、平成26年度 1 1 月までの実績で4人と利用者の方が増えています。

自立訓練（生活訓練）については、平成24年度・25年度でそれぞれ4人の利用見込に対して、24年度は県立九千部学園や直方リハビリセンターで知的障害者、精神障害者の計3人、25年度においては、県立九千部学園や短期入所事業所すずかけ荘と福岡市立心身障がい者福祉センターで知的障害者、精神障害者の計3人となっています。

第4期の見込量については、自立訓練（機能訓練）・（生活訓練）ともに、平成26年度の1 1 月実績と同様の利用を見込みました。

【就労移行支援】

平成25年度は、事業所の増加により、実績が見込量を上回っております。

平成26年度は、24人の利用を見込んでいますが、1 1 月までの実績では26人となっており、増加で推移しています。

第4期の見込量については、平成24年度から平成26年度までの実績の伸び率をもとに、利用者の増加を見込んでいます。

【就労継続支援A型】

平成24・25年度は、実績が見込量を上回っております。

平成26年度は、10人の利用を見込んでいますが、1 1 月までの実績では22.5 人となっており、大幅な増加で推移しています。

第4期の見込量については、平成24年度から平成26年度までの実績の伸び率をもとに、利用者の増加を見込んでいます。

【就労継続支援B型】

平成25年度は、事業所の増加により、実績が見込量を上回っております。

平成26年度は、123人の利用を見込んでいますが、11月までの実績では200人となっており、大幅な増加で推移しています。

第4期の見込量については、平成24年度から平成26年度までの実績の伸び率をもとに、利用者の増加を見込んでいます。

【療養介護】

平成24・25年度は、平成24年4月に施行された児童福祉法の一部改正により児童福祉施設の満18歳以上の利用者については障害者施策で対応するように見直しが行われたことに伴い、従前の重症心身障害児施設を利用している満18歳以上の利用者（加齢児）が、障害福祉サービスの療養介護に移行されたことに伴い、実績が見込量を上回っています。また、26年度の利用についても25年度と同量程度と見込まれます。

第4期の見込量については、平成24年度から平成26年度までの実績の伸び率をもとに、利用者の増加を見込んでいます。

【短期入所】

平成24・25年度の実績については、見込量を下回っております。平成26年度についても、11月までの実績340人と見込量を下回っていますが、地域移行に伴う利用者の増加により年々増加傾向であります。

第4期の見込量について、施設入所者の地域生活移行と入院中の精神障害者の地域生活への移行により、利用者が徐々に増加すること、また、平成24年度から平成26年度までの実績の伸び率をもとに、利用者の増加を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

図表 14 居住系サービスの見込と実績（1 月当たり）

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	見込	人	90	96	102	116	125	134
	実績	人	93	97				
施設入所支援	見込	人	229	227	225	237	235	233
	実績	人	242	243				

◎実績の分析・評価及び第2期の見込量について

【共同生活援助・共同生活介護】

平成24・25年度は、市内に共同生活介護施設が新たに開設したことにより実績が見込量を上回っています。26年度は11月までの実績によると110人／月であり、見込を上回っています。

第4期の見込量については、各年度入所施設からの地域生活移行と精神退院者による増加及び、平成24年度から平成26年度までの実績の伸び率をもとに、利用者の増加を見込んでいます。

【施設入所支援】

平成24・25年度は、障害者自立支援法の経過措置の終了に伴う新体系への完全移行により、実績が見込量より上回っています。

第4期の見込量については、平成25年度の入所者数をもとに地域生活移行者、退所者及び新規入所者を勘案して入所者の減少を見込んでいます。

(4) 相談支援

図表 15 相談支援の見込と実績 (1 月当たり)

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	見込	人	20	30	40	250	275	300
	実績	人	1	36				
地域移行支援	見込	人	1	1	1	1	1	1
	実績	人	0	0				
地域定着支援	見込	人	2	2	2	2	2	2
	実績	人	0	0				

◎実績の分析・評価

平成24年度は計画相談事業所が立ち上がり始めた年度であり、見込み量を下回っています。平成25年度については計画相談事業所が増え、見込量を上回っています。平成26年度は計画相談事業所がさらに増えたため、見込みを大きく上回ることが見込まれます。

◎第4期の見込量について

平成27年度以降は、障害福祉サービスを受ける場合、サービス等利用計画が必須となるため大幅に増えることが予想されます。さらに、利用者は徐々に増加していくものと見込みました。

また、地域移行支援、地域定着支援については施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行への支援のため、利用が見込まれます。

(5) 障害児支援

図表 16 障害児通所支援サービスの見込と実績 (1 月当たり)

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	見込	人				50	50	50
		人日				528	528	528
	実績	人	46	49				
		人日	465	500				
放課後等 デイサービス	見込	人				46	46	46
		人日				423	423	423
	実績	人	22	35				
		人日	182	302				
保 育 所 等 訪問支援	見込	人				1	1	1
		人日				1	1	1
	実績	人	0	0				
		人日	0	0				

◎実績の分析・評価

平成24年度、児童福祉法の改正により旧自立支援法で行われていた児童デイサービスと、旧児童福祉法で行われていた障害児通園事業が一元化され新たな障害児通所支援事業として児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が始まりました。児童発達支援、放課後等デイサービスについては、毎年度実績が伸びており、26年度も11月の実績では、前年度を上回っています。

◎第4期の見込量について

平成27年度以降は、事業所の増加や相談支援の充実等で、利用者は徐々に増加していくものと見込んでいます。

3. 見込量確保のための方策

各サービスについて、佐賀県の障害福祉計画では、県を五つの圏域に分け、北部圏域として唐津市及び玄海町が構成自治体となっています。佐賀県、玄海町と連携を図りながら、圏域単位での見込量確保に取り組みます。

(1) 訪問系サービス

今後も、障害のある人の施設からの地域移行を含めて、居宅における様々なニーズが求められるため、サービス提供事業者や関係機関とのより一層の連携強化を推進します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせる利用ができるため、今後も多様なサービス利用の要望に対応ができるよう、引き続きサービス提供事業者と連携して、その提供量の確保に努めます。

また、障害者のある人の就労支援については、北部地域自立支援協議会就労支援部会を通して、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、各サービス提供事業所、各商工会、教育関係等と各機関の就労支援事例を通して課題と対策を検討しながら、各機関における就労支援活動の情報を共有し、就労支援機関の連携を図っていきます。

また、市としても1事業所として、唐津特別支援学校などからの職場体験実習受け入れを継続するとともに、障害者就労支援事業を実施し、訓練の場を提供することにより、就労に結びつくよう努めます。

(3) 居住系サービス

共同での生活を望む障害者に対して、日常生活の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行うグループホームや入浴・排せつ・食事の介護等を行うケアホームについての適切な情報提供に努めます。

また、既存の居住系サービスの充実のため、地域との連携・交流や社会参加を促進するとともに、障害者が地域で自立して暮らせるように、今後も地域住民へ障害者の理解促進を図ります。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

平成27年度より障害福祉サービス利用対象者においては、サービス利用計画作成が必須化することにより、県と連携した指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

（５）障害児支援

乳幼児検診後など発達が気になる子どもに対して、適切な支援先へとつなげるために保健医療センターや医療機関、福祉サービス事業者等との連携を強化し、発達が気になる子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりに努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1. 各事業の実績と第4期の見込量

第3期からつ自立支援プランでの見込量と実績を比較しやすいように、各図表の上段に24年度～26年度の見込量を、下段に24・25年度の実績^{※1}を記載しています。

なお、この計画で定める27年度～29年度の見込量を上段に記載（太字）しています。

また、25年度までの実績の分析と評価、27年度から29年度までの見込量算出の考え方について、各図表の下に記載します。

※1「実績」は毎年度3月の月間の実績による

（1）相談支援事業

図表 17 相談支援事業の見込と実績

区 分			第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①障害者相談 支援事業	見込	箇所	3	3	3	5	6	7
	実績	箇所	4	4				
②地域自立支援協議会			北部地域自立支援協議会として設置・運営					
③基幹相談支援センター の設置の有無								設置

◎実績の分析・評価

①については、実績が見込を上回っています。相談件数の増加や対応が困難な相談に対応するため、相談員の増員と質の確保を行い、相談体制の充実を図りました。

②については、北部地域自立支援協議会を設置・運営しています。当初より相談体制が充実し、協議会の運営も様々な取り組みを行うことで活発化してきましたが、さらに地域の課題に適切に対応できるよう、各部会の議論を深めていく必要があります。

◎第4期の見込量について

障害者総合支援法により相談支援の充実が図られていますが、県が行っている相談支援専門員等の人材育成事業などにより、相談支援事業所数は現在より増加で推移していくと思われます。

（２）成年後見制度利用支援事業

図表 18 成年後見制度利用支援事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	見込	人	2	2	2	2	2	2
	実績	人	0	0				

◎実績の分析・評価

地域移行により民間住宅へ移行するものを利用対象者と想定し、利用者を見込みんでいましたが、平成 24・25 年度については利用実績がありませんでした。

◎第 4 期の見込量について

成年後見制度利用支援事業の報酬費助成について、対象者を市長申立に限らないと拡充することや、相談件数が増えていることから利用者の増加を見込みます。

（３）コミュニケーション支援事業

図表 19 コミュニケーション支援事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
コミュニケーション支援事業	見込	人・回/月	21	21	21	35	35	35
	実績	人・回/月	39	44				

◎実績の分析・評価

実績は見込量を大幅に上回っており、実利用者については平成 24 年度 39 人、25 年度 44 人と若干増加しています。26 年度 11 月までの実績は、33 回/月となっており減少傾向にあるものの、見込量と比較すると大幅に上回っております。

これは、手話通訳者によるコミュニケーション支援センターが周知徹底されたこと、平成 20 年度から当該センター及び全支所の市民福祉課の窓口に、テレビ電話を設置したことによる利用者の増加によるものと思われます。

◎第 4 期の見込量について

既に周知されているコミュニケーション支援センターの手話通訳者が対応する人数は平成26年度と同程度で推移すると見込まれますが、今後は、手話通訳者の質を高めるため研修に参加し、サービスの一層の向上につなげます。

(4) 日常生活用具給付等事業

図表 20 日常生活用具給付等事業の見込と実績

区 分			第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①介護訓練支援用具	見込	件/年	12	12	12	12	12	12
	実績	件/年	8	14				
②自立生活支援用具	見込	件/年	18	18	18	25	25	25
	実績	件/年	22	34				
③在宅療養等支援用具	見込	件/年	9	9	9	10	10	10
	実績	件/年	5	12				
④情報・意思疎通支援用具	見込	件/年	17	17	17	20	20	20
	実績	件/年	23	18				
⑤排泄管理支援用具	見込	件/月	200	210	220		230	240
	実績	件/月	208	223				
⑥住宅改修費	見込	件/年	5	5	5	5	5	5
	実績	件/年	5	5				

◎実績の分析・評価及び第4期の見込量について

各区分について、見込量との多少の差はあるものの、本事業全体では増加傾向で推移しており、今後も膀胱・直腸機能障害のためのストマ用装具を含む排泄管理支援用具利用者が増加すると思われます。各区分については、次のとおりです。

【介護訓練支援用具】

特殊寝台等の給付で、介護訓練を支援する用具です。平成25年度は見込量より増加したものの、今後の見込量については大幅な増減はなく、同程度で推移していくものと見込まれます。

【自立生活支援用具】

入浴補助用具等の給付で、障害のある人の自立した生活を支援するものです。平成24年度以降増加の傾向にあり、今後の見込量については、25年度と同程度で増加していくものと見込まれます。

【在宅療養等支援用具】

電気式たん吸引器等の給付で、在宅による療養等を支援するものです。平成24年度は見込量より少ない数量ではありますが、25年度はわずかに増加しており、今後も年間10件程度で推移していくものと見込まれます。

【情報・意思疎通支援用具】

視覚障害者用活字文書読上げ装置等の給付で、情報・意思疎通を支援するものです。平成24年度、25年度ともに見込量より増加傾向にあり、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

【排泄管理支援用具】

ストマ用装具等の給付で、排泄管理を支援するものです。膀胱・直腸機能障害による身体障害者手帳所持者数の増減はないものの、増加傾向に予測した見込量と同程度に増加しているため、今後も同様に増加すると見込まれます。

【住宅改修費】

手すりの取付けや、段差の解消により住環境の改善を支援するものです。平成24年度、25年度ともに見込量と同程度で推移しており、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

(5) 移動支援事業

図表 21 移動支援事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	見込	人	30	30	30	20	20	20
	実績	人	21	22				

◎実績の分析・評価

平成23年度10月から視覚障害者（児）を対象とした同行援護が創設され、移動支援対象者の同行援護への移行により、24・25年度ともに、見込量と比較して大幅な減少傾向で推移しています。平成26年度においては、11月までの実績によると利用数が20人となっており、24・25年度実績と同程度で推移しています。

◎第4期の見込量について

今後については、同行援護の創設、重度訪問介護の対象拡大による移動サービスの充実により、大幅な利用人数の増加は見込めず平成26年度と同水準で推移すると見込まれます。

(6) 地域活動支援センター事業

図表 22 地域活動支援センター事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター（Ⅱ型）	見込	人・日/月	95	95	95	90	90	90
		箇所数	1	1	1	1	1	1
	実績	人・日/月	79	83				
		箇所数	1	1				
地域活動支援センター（Ⅲ型）	見込	人・日/月	280	230	230	300	300	300
		箇所数	3	2	2	2	2	2
	実績	人・日/月	404	339				
		箇所数	3	2				
地域活動支援センター（基礎的事業）	見込	人・日/月	140	0	0			
		箇所数	1	0	0			
	実績	人・日/月	118	0				
		箇所数	1	0				

Ⅱ型：職員 3 人以上（1 人専任、かつ 1 人以上が常勤）

1 日当たりの実利用人員が概ね 15 人以上

Ⅲ型：職員 2 人以上（1 人専任、かつ 1 人以上が常勤）

1 日当たりの実利用人員が概ね 10 人以上

作業所実績 5 年以上

基礎的事業：職員 2 人以上（1 人専任）

◎実績の分析・評価及び第 4 期の見込量について

【地域活動支援センターⅡ型】

平成 25 年度は地域活動支援センター機能強化事業としての機能訓練、カラオケ教室の受講生の増加していますが、見込量を下回っています。平成 26 年度については、9 月までの実績によると 87 人・日/月であり、24 年度実績と比較し、減少傾向にあります。

本事業は利用者数の増加を図るため広報等により周知を行っていますが、受講者の高齢化等もあり、平成 24 年度の利用実績から大幅な増加はしないと見込まれます。

【地域活動支援センターⅢ型・地域活動支援センター基礎的事業】

平成 25 年度は、Ⅲ型が障害福祉サービス事業所（就労系）に移行し、事業所数の減少があったため、利用者数が大幅に減少しています。平成 26 年度については、12 月

までの実績によると、25年度と比較しても同数程度で推移しています。今後は、障害福祉サービス事業所（就労系）の利用者が増加すると考えられるため、増加はないと見込まれます。

（７）任意事業

① 訪問入浴サービス

図表 23 訪問入浴サービスの見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス	見込	人・回/月	65	65	65	63	63	63
	実績	人・回/月	63	69				

◎実績の分析・評価及び第4期の見込量について

平成24年度は見込量と比べ若干減少したものの、25年度については増加となりました。平成26年度については、11月までの実績が58回/月となっており大幅な減少傾向で推移しております。

【利用者数の推移】

- ・平成24年度 8名
- ・平成25年度 8名
- ・平成26年度 8名

本事業は主に医師が入浴することを適当と認め、家族のみの介助では入浴ができず居宅介護（身体介護）でも居宅の浴槽で入浴ができない方が対象であり、またサービス提供事業者も現在のところ1事業所しかなく入院等による大幅な増減もあるため、今後の見込量は現在までの実績と同程度で推移すると見込まれます。

本事業による入浴サービス利用については週3回と制限を設けていますが、本事業に限らず入浴サービス全般の提供に際して、生活介護など他の通所サービスでの入浴とも組み合わせも含めサービスの充実を図るため、対象者の主治医やヘルパー等からの情報提供をお願いしていきます。

② 日中一時支援事業

図表 24 日中一時支援事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時 支援事業	見込	人・回/月	300	303	306	290	290	290
	実績	人・回/月	345	322				

◎実績の分析・評価及び第4期の見込量について

平成24年4月から新たに創設された障害児通所支援の「放課後等デイサービス」により24・25年度ともに見込量を減らしていたが、そこまでの減少とはならなかった。平成26年度については、11月までの実績によると、事業実施施設の改築等により280人・回/月であり、大幅な減少が見込まれます。

【利用登録者の推移】

- ・平成24年度 73人（うち成人5人）
- ・平成25年度 75人（うち成人6人）
- ・平成26年度 66人（11月現在。うち成人8人）

本事業は、障害児だけでなく障害者（原則、介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けることができない人）も対象であり、成人の方の利用者は増加しているが、平成24年4月より創設された「放課後等デイサービス」により、近年利用者数の減少が見られました。

今後は、大幅な利用人数の増加は見込めず平成26年度と同水準で推移すると見込まれます。

③ 福祉ホーム事業

図表 25 福祉ホーム事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉ホーム 事業	見込	人/月	12	12	12	8	8	8
	実績	人/月	9	8				

◎実績の分析・評価

見込み通り新規利用者は増えていませんでしたが、施設入所などにより退去者が居たため、利用者は減少しています。

◎第4期の見込量について

第3期と同じように、それまで知的障害者と精神障害者に限定されていたグループホーム入への入居について、平成21年10月より身体障害者についても入居できるようになったことから、今後さらに地域移行が進んだとしても、福祉ホーム利用者については横ばいで推移するものと思われます。

④ 奉仕員養成研修事業

図表 26 奉仕員養成研修事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
奉仕員養成研修事業	見込	人・回/月	35	35	35	40	40	40
	実績	人・回/月	36	32				

◎実績の分析・評価

平成24年度については見込量同量、25年度については見込量より減少しています。平成26年度については、11月までの実績によると、47人・回/月であり、見込量とほぼ同数であるものの、これは年度前半に手話講習を実施していることによるもので、27年度の見込量は40人・回/月と予測しています。

◎第4期の見込量について

本事業は手話、要約筆記、点訳の各講習会を開催しており、手話講習会においては6月から11月の間に集中して40回開催予定です。手話の延受講者数は、毎年度同程度で推移しており、これ以上の増加はあまり見込めないものと予測しており、また、要約筆記講習会、点訳講習会の延受講者数についても毎年度同程度で推移しており、今後の見込量は大きくは増加しないと見込まれます。

⑤ 点字・声の広報等発行事業

図表 27 点字・声の広報等発行事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
点字・声の広報等 発行事業（点字）	見込	件/月	15	15	15	12	12	12
	実績	件/月	12	12				
点字・声の広報等 発行事業（声の広報）	見込	件/月	42	44	46	40	40	40
	実績	件/月	38	36				

◎実績の分析・評価

平成24・25年度ともに、見込量と比較して減少傾向で推移しています。

減少の主な要因として、利用者の高齢化による死亡・利用の辞退、本事業の説明・周知不足が考えられます。今後は視覚障害者には、必ず本事業の説明を行うようにします。

◎第4期の見込量について

点字については、新たに覚える方は少ないため、実績と同程度で推移すると見込まれます。

声の広報については、平成25年度よりテープからDAI Z Y方式に移行し録音機の整備をしており、利用者が利用をしやすくなっていくことが考えられるため、実績より増加することを見込んでいます。

⑥ 文化・芸術講座開催等事業

図表 28 文化・芸術講座開催等事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
文化・芸術講座等開催事業	見込	参加人数	130	130	130	130	130	130
	実績	参加人数	126	108				

◎実績の分析・評価

本事業は、障害者作品展事業として実施しています。平成24、25年度は見込量を下回りました。出品者が毎年固定されてきていること等もあり、26年度は出品者の減少が見込まれます。

◎第4期の見込量について

本事業も周知等により定着している一方、参加者の高齢化や少子化による児童・生徒の減少により今後の見込量の大きな増加はなく、減少していくものと見込まれます。

⑦ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

図表 29 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	見込	参加人数	480	480	480	450	450	450
	実績	参加人数	443	461				

◎実績の分析・評価

本事業の具体的内容は、障害者体育大会とスポーツ大会（ゲートボール、グラウンドゴルフ）の開催です。

障害者体育大会については、平成19年度から天候に左右されないよう文化体育館へ会場を移し障害のある人が参加しやすい環境や競技の工夫を行っているところです。

平成26年度の見込量は430人と予測しております。今後も周知等を徹底し、各種障害関係団体等を実行委員として取り込むことにより参加人数の増加に取り組めます。

◎第4期の見込量について

障害者体育大会及びスポーツ大会について、同様に高齢化や個々のライフスタイルの多様化により参加人数が伸び悩む中、実行委員会とともに多くの障害児・者が気軽に参加できるよう工夫を凝らし、なお一層の周知にも努めることにより毎年度同程度で推移するものと見込んでいます。

⑧ 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

図表 30 自動車運転免許取得費助成事業の見込と実績

区 分			第 3 期計画			第 4 期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得費助成事業	見込	件/年	4	4	4	4	4	4
	実績	件/年	6	0				
自動車改造費助成事業	見込	件/年	5	5	4	4	4	4
	実績	件/年	2	1				

◎実績の分析・評価及び第4期の見込量について

実績については、自動車運転免許取得費補助助成事業・自動車改造費助成事業ともに、平成25年度は見込量を下回っています。平成26年度12月現在、自動車運転免許取得費補助事業が7件、自動車改造助成事業が2件あります。

これまでの実績から両事業ともに、なお一層の周知にも努めることにより毎年度同程度で推移するものと見込んでいます。

2. 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

(1) 相談支援事業

- ①障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害のある人の抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、適切な障害福祉サービス等に繋いでいくために、相談支援体制の一層の充実に努めます。
- ②障害のある人やその家族などが身近で気軽に相談できるよう、民生・児童委員協議会などの関係団体、あるいは各種相談員制度などとのネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- ③北部地域自立支援協議会を通じて関係機関や事業所などとの連携を強化し、障害のある方のニーズに即し、一貫した支援体制の構築に努めます。
- ④障害者虐待の防止その他障害者虐待に関する相談、指導等を行う体制の構築に努めます。
- ⑤平成27年度より障害福祉サービス利用対象者においては、サービス利用計画作成が必須化することにより、相談支援の提供体制の整備に努めます。

（２）成年後見制度利用支援事業

- ①判断能力が十分でない知的障害者又は精神障害者の権利を擁護する制度である成年後見制度の支援体制の確立に努め、利用拡大を図ります。
- ②事業に対する情報提供を充実し、周知と利用促進を図ります。

（３）コミュニケーション支援事業

- ①聴覚障害者団体や広報等で、唐津市コミュニケーション支援センターに手話通訳者を配置していることを周知し、来庁された場合は、利用されるよう呼びかけます。
- ②手話奉仕員養成研修事業を行い、人材の養成・確保に取り組みます。
- ③各支所に手話ができる聴覚障害者が来庁された場合に、気軽にテレビ電話により本庁の手話通訳者を介したコミュニケーションが図れるよう勧めます。

（４）日常生活用具給付等事業

- ①障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ②各種団体への情報提供を充実し、事業の周知と利用促進を図ります。

（５）移動支援事業

- ①ニーズに応じ、広くサービスが利用できるよう、市内・外の事業者と契約し、供給体制を整えます。
- ②居宅介護の通院介助利が必要な方には、この事業を周知し、利用促進を図ります。

（６）地域活動支援センター

- ①地域でのボランティア活動、実習生の受け入れ及び福祉イベントへの出品などを通じ、啓発活動に努め、利用者の拡大を図ります。
- ②障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を働きかけていきます。
- ③事業に関する情報提供を充実させ、周知と利用促進を図ります。

(7) 任意事業

- ①訪問入浴サービスについては、生活介護など通所サービスでの入浴とも組み合わせての提供も含め、対象者の主治医やヘルパー等からの情報提供により行っていくとともに、新規委託先の開拓を図っていきます。
- ②日中一時支援事業については、従来どおりチラシの配布や福祉課で児童の保護者向けに配布している「唐津市子育てガイドブック」などにより周知を図っていきます。また、利用者の利用希望に対応できるよう、新規委託先の開拓を図っていきます。
- ③福祉ホーム事業については、利用希望者に対して利用促進を図るとともに、利用者の利用増加に対応できるよう、新規参入を予定する事業者に対しては積極的な情報提供をおこない新規委託先の開拓を図っていきます。
- ④奉仕員養成研修事業については、従来どおり市報や市HPで周知を図っていきます。また、同事業の支援団体であるボランティア団体の協力を仰ぎ受講者の増加に繋げていきます。
- ⑤点字・声の広報等発行事業については、新規の視覚障害手帳取得者へ本事業を説明し、利用促進を図ります。
- ⑥文化・芸術講座開催等事業については、従来どおり市の広報媒体を活用するとともに市内障害者団体、特別支援学校等にも広く周知し参加者の増加を図ります。
- ⑦スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、従来どおり市の広報媒体等により周知を図り、市内障害者団体等にも広く呼びかけていきます。特に障害者体育大会については、実行委員会を中心に障害者が参加しやすい環境を創出するべく協議し、参加者の増加に繋げていきます。
- ⑧自動車運転免許取得費助成事業については、チラシを作成し市内の自動車学校の窓口等に配置してもらい周知、利用促進を図ります。
- ⑨自動車改造費助成については、チラシを作成し職業安定所と連携しながら制度の周知、利用の促進を図ります。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析、及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

●計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、年1回評価を行い、必要に応じて評価結果を次年度予算等に反映させます。

また、活動指標については、年1回状況を確認し、達成見込み等を含めた分析・評価を行います。

2. 自立支援協議会を中心とした関係機関の連携強化

障害のある人が、個々の障害の状態やライフステージに応じて総合的に支援を受けられるよう、市をはじめ、障害者団体、社会福祉協議会、サービス事業所、公共職業安定所、特別支援学校などから構成される「北部地域自立支援協議会」を活用し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発、情報の共有化を推進し、主に次の事項について相互調整を行うとともに、適切な対応を図ります。

- ①総合相談窓口のあり方に関すること。
- ②困難事例への対応のあり方に関すること。
- ③障害者の就労促進、地域生活支援に関すること。
- ④地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- ⑤地域の社会資源の開発・改善に関すること。

また、地域における協働化の視点に立って、それぞれの構成員がその役割を十分発揮できるよう相互の連携を密にし、計画推進のための総合的かつ効果的な体制づくりに努めます。

図表 31 北部地域自立支援協議会

